

T-WATCHに関する特約

2020年3月30日改定

第1条 (適用範囲)

1. 本特約は、T-WATCHの提供及び利用許諾に関して、必要となる事項を定めるものです。
2. 本特約は、利用約款に対する特約です。T-WATCHの提供及び利用許諾に関して本特約に規定がない事項は、利用約款の規定が適用されます。
3. 本特約と利用約款の規定が矛盾抵触する場合は、本特約の規定を優先して適用するものとします。

第2条 (特約の変更)

1. 当社は、本特約を変更することができるものとします。本特約を変更する場合は、本特約を変更する旨、変更後の特約の内容及び変更後の特約の効力発生時期を当社のウェブサイトで利用者が知り得る状態に置くか又は利用者に通知します。
2. 前項の規定により本特約を変更した場合は、利用契約の成立時期にかかわらず(変更後の特約の効力発生時期の前に成立した利用契約を含みます)、最新版の特約を適用するものとします。

第3条 (用語の定義)

本特約で使用する主な用語の定義は、次に掲げる通りとします。なお、本特約で使用する用語のうち本特約に定義がないものについては、利用約款での定義と同一の意味を表すものとします。

(1) 本特約

このT-WATCHに関する特約をいいます。

(2) 利用約款

TSR企業情報利用約款及びtsr-van2利用約款のうち、利用契約において適用されるとされたものをいいます。

(3) T-WATCH

次に掲げるサービスで構成されるサービスをいいます。

- ① TSR REPORTを定期的に提供するサービス
- ② 企業概要情報及びリスクスコアを提供するサービス
- ③ T-WATCH メールを提供するサービス

(4) 提供データ

T-WATCHにより提供されるTSR REPORT、企業概要情報、リスクスコア及びT-WATCHメールの内容をいいます。

第4条 (特約の付加)

本特約の付加は、次に掲げる場合にすることができるものとします。

- (1) 本特約を利用約款の内容に付加する利用契約の申込みをする場合
- (2) 当社とtsr-van2の利用者との間で、途中から本特約を利用約款の内容に付加するtsr-van2利用契約の変更が合意した場合。なお、利用契約に本特約が付加され

ないtsr-van2利用約款の適用される利用者がT-WATCHの申込みをした場合において、当社がT-WATCHの提供を開始したときは、tsr-van2利用契約の変更が合意されたものとします。

第5条 (T-WATCHの提供期間)

T-WATCHの提供期間は、T-WATCHの提供を開始した日から起算して1年間とします。ただし、提供期間満了日の2か月前までに利用者が当社に対し、当社所定の書面をもってT-WATCHの提供を受けることを終了する旨を通知しない場合には、T-WATCHの提供期間は自動的に1年間延長されるものとし、その後の提供期間満了時においても同様とします。

第6条 (T-WATCHの内容)

1. T-WATCHの詳細は、当社が別に定めます。なお、T-WATCHの詳細が記載又は記録された書面又は電磁的記録は、当社のウェブサイト利用者(T-WATCHを利用しようとする者を含みます。以下、本項において同じ)が知り得る状況に置くか又は利用者から請求があった場合に遅滞なく交付又は提供(ただし、既に交付又は提供済みであるときは除きます)します。
2. 提供データの利用条件は、本特約で定める事項のほか、TSR企業情報利用約款の本商品に関する規定又はtsr-van2利用約款の本データに関する規定が適用されます。

第7条 (T-WATCHメールの提供・利用条件)

1. T-WATCHメールは、当社が提供可能な範囲で利用者に対して送信するものであり、何ら中断なくサービスが提供できること、また、その完全性、最新性、適時性などのサービスレベル等に関して、当社が利用者に対し、いかなる保証もするものではありません。
2. 利用者は、T-WATCHメールの提供を受けて利用するために必要となる次に掲げる事項を、自己の責任と負担により行うものとします。
 - (1) ハードウェア、ソフトウェア、ネットワークその他一切の設備機器等の用意
 - (2) コンピュータセキュリティ対策(コンピュータウイルス対策及び不正アクセス対策を含みますが、これらに限りません)
 - (3) ソフトウェアのインストール作業及び設定作業その他これらに類する一切の作業
 - (4) 通信費、プロバイダ費用等の負担
3. 利用者は、T-WATCHメールを、受信した電子メールアドレスから他の電子メールアドレスに転送してはなりません。

第8条 (利用者に関する事項の変更)

1. 利用者は、T-WATCHの提供期間中に申込書又はこれに代わる電磁的記録に記載又は記録した利用者の名称又は氏名、住所、電話番号等の身上事項に変更が生じた場合その他当社の求めにより通知した事項に変更が生じた場合には、当

社に対し、当社の定める方法で速やかに通知しなければなりません。

2. 前項の規定による通知がなかったことで利用者に損害が生じても、当社は、利用者に対し、一切の責任を負いません。

第9条（利用料金の請求時期）

利用約款で定める利用料金の請求時期にかかわらず、T-WATCHの利用料金にかかわる請求書は、利用契約の成立後又はT-WATCHの提供期間が延長することが確定した後速やかに発行します。ただし、その時点で金額が確定しない利用料金の請求書は、確定後速やかに発行します。

第10条（T-WATCHにおける利用相当損害金等の取扱い）

提供データに関して利用約款で定める利用相当損害金又は違約金を計算する必要が生じた場合には、その算出基礎となる利用料金は、TSR REPORT（調査基本料：調査依頼・2か月以内コピー）の正価とします。

第11条（T-WATCHのリニューアル）

T-WATCHは、提供期間の途中でリニューアルすることがあります。リニューアルが行われた場合、その後に提供されるT-WATCHがリニューアル後のものとなることを利用者は了承するものとします。

第12条（T-WATCHの廃止）

1. 当社は、当社のウェブサイトで公表又は利用者に通知することにより、T-WATCHの全部又は一部を廃止（全ての利用者に対するT-WATCHの全部又は一部の提供を終了することをいいます）することができるものとします。
2. 前項の規定によりT-WATCHを廃止する場合、TSR REPORT並びに企業概要情報及びリスクスコアは提供期間内（ただし、第5条ただし書きの適用はありません）において継続して提供するものとし、T-WATCHメールは当社が定める廃止日をもって提供を終了します。
3. 提供データは、T-WATCHが廃止された場合でも利用約款の規定に基づき利用することができます。
4. 前各項の規定によりT-WATCHを廃止したことで利用者に損害が生じても、当社は、利用者に対し、一切の責任を負いません。

第13条（利用者による解約の制限）

利用約款の規定にかかわらず、利用者は、T-WATCHの提供期間の途中で利用契約を解約することができません。

以上

<以下余白>

サービス仕様書

2020年3月30日改定

T-WATCH に関する特約第6条第1項で規定する T-WATCH の詳細について、次の通り定めます。

1. TSR REPORT の提供

1-1. 調査の実施による TSR REPORT の提供

1-1-1. 調査の実施及び提供する情報

- (1) 利用者が当社所定の様式に基づき申し込みを行った際に記載した法人等（以下「対象法人等」といいます）の調査を実施し、その結果を TSR REPORT の様式で提供します。
- (2) 対象法人等が倒産又は解散した場合は、倒産後調査又は解散後調査として調査を実施します。
- (3) TSR REPORT の様式は、利用契約の有効期間の途中で、利用者の承諾を得ることなく変更することがあります。

1-1-2. 調査の回数

サービス提供期間内に2回実施します。

1-1-3. 調査の時期

- (1) 当社所定の様式に記入頂いた時期に着手します。
- (2) 調査時期のご指定が無い場合は、サービス提供開始時及びその6ヶ月後に着手します。

1-1-4. TSR REPORT の形態及び提供方法

TSR REPORT の形態は PDF ファイルとし、T-WATCH メール送信先である電子メールアドレスに送信する方法又は tsr-van2 のレポート管理ボックスに格納する方法のいずれかで提供します。

1-2. コピーの TSR REPORT の提供

- (1) 対象法人等について、利用者の希望により、コピーの TSR REPORT（第三者の依頼により当社が調査を実施して作成した TSR REPORT のコピーをいいます）を提供します。なお、第三者の依頼による調査が実施されていないなどの理由により、コピーの TSR REPORT を提供することができない場合があります。
- (2) 利用者は、コピーの TSR REPORT の提供を希望するときは、当社の利用者を担当する支社・支店に申し出るものとします。
- (3) TSR REPORT の形態は PDF ファイルとし、T-WATCH メール送信先である電子メールアドレスに送信する方法で提供します。

2. リスクスコア及び企業概要情報の提供

2-1. 提供する情報

- (1) 「リスクスコア」とは、対象企業の12か月以内の倒産確率を、統計的手法を用いて数値化した客観的指標をいいます。
- (2) 「企業概要情報」とは、当社が運営する会員制ウェブサイト「tsr-van2」で提供する「企業情報」（利用料金1,200円で提供する企業の概要の情報）に準じた情報をいいます。ただし、企業情報に代わり、「tsr-van2」で提供する「企業ダイジェスト情報」に準じた情報となることがあります。
なお、当社の判断により、対象法人等に関する過去の変動情報を付加して提供することがあります。この場合、当該情報も企業概要情報に含まれます。

2-2. 提供が受けられない場合

対象法人等が、当社所定の様式に基づき申し込みを行った際に記載されたサービス提供開始日の時点で当社のデータベースに収録されていない場合には、リスクスコア及び企業概要情報の提供はありません。

2-3. 提供の時期

利用契約成立時に1回提供します（サービス提供期間延長時の提供はありません）。

2-4. 提供の形態及び方法

リスクスコア及び企業概要情報の形態は PDF ファイルとし、T-WATCH メール送信先である電子メールアドレスに送信する方法で提供します。

3. T-WATCH メール提供

3-1. 提供する情報

対象法人等に関する変動情報を提供します。

3-2. 提供の時期・回数

随時提供します。ただし、サービス提供期間内における提供頻度や回数を約するものではありません。

3-3. 提供の形態及び方法

お客様が申込時に指定する電子メールアドレス宛てに電子メール（T-WATCH メール）を送信します。

以上

<以下余白>